



令和7年度

広域活動団体基盤強化配分 募集要領

(令和8年度実施事業対象)



1. 趣 旨

共同募金は、福祉活動を行う人、課題を抱える人などを含めた地域住民の主体的参加を促し、地域の福祉課題解決のための活動を支え、定着させていく役割があります。

本配分事業では、福祉のまちづくりのために市町村をまたいで活動する団体が、今後も継続して活動していくための基盤づくりや基盤強化を目的として実施します。

2. 実施主体

社会福祉法人 長野県共同募金会

3. 配分の対象となる活動実施期間

令和8年(2026年)4月1日から令和9年(2027年)3月31日までの間に実施される活動

4. 配分対象となる団体

次の要件を満たしている団体を対象とします。

- (1) 長野県内の市町村をまたいで活動する民間の非営利団体(福祉団体、ボランティア・NPO 団体などで、法人格の有無は不問)であること。
- (2) 寄付者からの信頼に十分に応えうる組織体制を持ち、定款・寄附行為・会則・規約を有し、事業内容及び会計情報を公開できる団体であること。
- (3) 政治活動・宗教活動を目的とした団体、反社会的勢力及び反社会的勢力と密接な関わりがある団体でないこと。
- (4) 赤い羽根共同募金や当該団体の活動を周知する工夫ができること。

5. 配分対象となる活動 (対象となる経費についての詳細は別紙【参考資料】をご参照ください。)

公的制度では対応できない福祉課題・社会課題の解決や、介護予防・虐待防止・孤立防止等の予防的支援、人材育成など、福祉のまちづくりのために関係機関・団体や地域住民と連携して実施する活動であり、市町村をまたいで行われる活動を対象とします。

ただし、下記のような活動は対象外となります。

- ・団体内の会員や構成員の親睦のみを目的とした活動
- ・団体内での使用を目的とした物品等の整備
- ・団体の組織運営及び管理事務のための活動
- ・介護保険事業等の公的制度において実施する活動

6. 配分金額・配分決定方法

- ・1 事業あたりの配分金額の上限は 50 万円とします。
※ただし、大会（会議・研修含む）開催事業については上限を 20 万円とします。
- ・本会において応募内容を確認し、令和8年3月(予定)の配分委員会において申請書等に基づき審査を行い、理事会及び評議員会において募金実績に基づき配分先及び配分額が決定されます。

7. 応募期間・応募方法

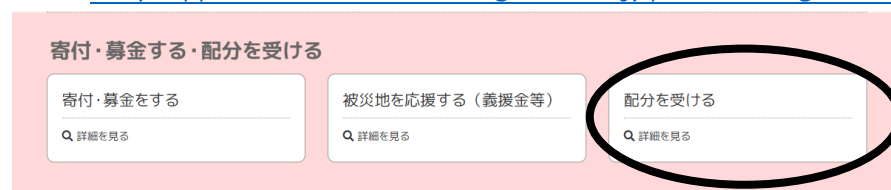
- ・応募期間 令和7年(2025年)10月10日(金)から12月26日(金)まで(消印有効)
- ・応募方法 別紙「申請書」に必要事項を記入のうえ、必要書類を添付して電子メール又は郵送により本会にご提出ください。

【申請書類の提出先】E-mail nkyobo@akaihane-nagano.or.jp

郵 送 〒380-0871 長野市西長野 143-8 長野県自治会館2階

【様式ダウンロード】本会ホームページのトップページ下部の「配分を受ける」からダウンロードしてご活用ください。

URL <https://www.akaihane-nagano.or.jp/receive-grants>



8. 配分決定後の提出書類

- ・配分決定された活動終了後、1 か月以内に報告書及び交付請求書（領収書等証拠書類添付）をご提出ください。詳しくは決定通知によりお知らせします。

9. その他の留意事項

- ・令和7年度に本配分による交付を受けた団体（活動）も申請可能ですが、令和7年度の成果を踏まえ、更なる基盤づくり・基盤強化のためにご活用いただけるよう、申請内容をご検討ください。
- ・今年度配分決定された活動について、次年度以降も継続して本配分へ申請をする場合、3年間の上限として配分を受けることができます。ただし、単年度ごと申請内容を審査するため、3年間の配分を確約するものではありません。
- ・本配分は活動の基盤づくり・基盤強化を目的としているため、申請時又は報告書提出時に「活動の目的（解決したい地域の福祉課題）」「活動により見込まれる(期待される)成果」「実施後の成果」「(実施後)新たに見えた課題」などを記載していただきます。

10. 問い合わせ先

本配分金についてご不明の点などがありましたら、お気軽にご相談ください。

社会福祉法人 長野県共同募金会

TEL : 026-234-6813 E-mail : nkyobo@akaihane-nagano.or.jp